

# 小動物インビボイメージング研究会会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、小動物インビボイメージング研究会と称する。

### 第2条（事務局）

本会の事務局は、東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター放射線管理研究部に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条（目的）

本会は小動物を用いるインビボイメージングを多方面より研究し、もって関連分野の発展に寄与することで社会に貢献することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 原則として年1回以上の研究会を開催する。
2. 会員相互の親睦に関すること。
3. その他、本会の目的を達成するための事業。

## 第3章 会員

### 第5条（会員資格）

1. 本会の会員は本会の目的に賛同する個人とする。
2. 世話人に参加意思を通知することで、前項の条件を満たすことが認められれば、本会のメーリングリストに登録される。

### 第6条（会費）

本会の会費は、研究会参加者による参加費をもってこれにあてる。参加費については別途定める。

## 第4章 役員

#### 第7条（種類及び定数）

本会に下記の役員を置く。

1. 世話人 若干名
  - (1) 会長 1名
  - (2) 代表世話人 1名
2. 監事 若干名

#### 第8条（職務）

本会の役員は、次の職務を行う。

- (1)世話人の中から会長を選び、会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。
- (2)世話人は、世話人会を構成し、世話人会の会務を執行し、代表世話人がこれを代表する。
- (3)監事は会費が適正に運用されているか監査する。

#### 第5章 会則

#### 第9条（会則の変更）

会則の変更がある時は世話人会出席者の2/3をもって承認とする。

#### 【附 則】

1. 本会会則は平成26年8月1日より施行する。
2. 本会会則は平成28年7月31日より施行する。（会費名称の変更、会則変更承認要件の変更）
3. 本会会則は平成30年7月28日より施行する。（事務局設置場所の名称変更）
4. 本会会則は令和4年9月12日より施行する。（事務局設置場所の変更）

別添

1. 役員名簿 (2022年9月12日現在)

世話人

伊藤 浩	福島県立医科大学医学部
上田 真史	岡山大学学術研究院医歯薬学域
岡沢 秀彦	福井大学高エネルギー医学研究センター
絹谷 清剛	金沢大学医薬保健研究域医学系
木村 寛之	京都薬科大学
木村 裕一	近畿大学情報学部
工藤 崇	長崎大学原爆後障害医療研究所
趙 松吉	福島県立医科大学
塚田 秀夫	浜松ホトニクス中央研究所
外山 宏	藤田医科大学医学部
*豊原 潤	東京都健康長寿医療センター研究所
西井 龍一	量子科学技術研究開発機構量子医科学研究所
簗野 健太郎	筑波大学医学医療系
藤井 博史	日本アイソトープ協会／国立がん研究センター先端医療開発センター
古本 祥三	東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
間賀田 泰寛	浜松医科大学光先端医学教育研究センター
和田 康弘	理化学研究所生命機能科学研究センター
**渡部 浩司	東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
渡部 直史	大阪大学大学院医学系研究科

(五十音順)

監事

清野 泰	福井大学高エネルギー医学研究センター
------	--------------------

\* ; 会長

\*\* ; 代表世話人

2. 参加費

参加費は当番世話人が決定する。

【附 則】

1. 別添作成 (平成 26 年 8 月 1 日)。
2. 役員追加に伴い変更 (平成 27 年 7 月 29 日)。
3. 一部役員所属名称変更 (平成 28 年 1 月 1 日)。

4. 会費（拠出金）から参加費への変更（平成 28 年 7 月 31 日）。
5. 役員追加に伴い変更（平成 29 年 8 月 9 日）。
6. 一部役員所属名称変更（平成 30 年 7 月 29 日）。
7. 役員追加に伴い変更（令和 3 年 12 月 24 日）。
8. 会長・代表世話人交代および一部役員所属名称変更（令和 4 年 9 月 12 日）。